

2. 食物アレルギーの対応について



平成26年度より長浜市では、学校給食における食物アレルギー対応につきまして、全市的な「長浜市園・学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、マニュアルに則り対応することとなっています。

特定の食品に対してアレルギー症状を有するお子様に関して、下のとおり「学校生活管理指導表」による医師の診断に基づき、保護者からの申請がある場合に限り、可能な対応を検討・実施することになっていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

アレルギー対応について

- (1) アレルギー対応食を希望する保護者は医療機関を受診し「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉で診断、指示を受ける。
↓
- (2) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉および「食物アレルギー対応申請書」を園・学校へ提出する。
↓
- (3) 申請書のあった園児・児童・生徒の保護者に対して、個別面談を実施する。
（※前年度から継続の場合は必要と判断された場合に限りです）
↓
- (4) 園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付するので、その内容を確認のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名・捺印をし、園・学校に提出する。
↓
- (5) ひと月分の給食の「予定材料表」で、保護者はアレルギーのある食材のチェックをする。「除去食・代替食表」に必要事項を記載し園・学校に提出する。
↓
- (6) 保護者・学校（園）・給食センターが「除去食・代替食表」の情報を共有する。
↓
- (7) アレルギー対応食を提供する。

学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。保護者の希望に沿ってのみ行うものではありません。